平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	大気汚染規制								継続
コード	24	－	49	－	01	－	00	予算事業名	大気汚染対策
担当部署	環境部		環境対策課		大気・土壌担当			予算事業コード	会計 10　款 04　項 01　目 11

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務：一部義務

基本目標(章)	5章	人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	実施計画事業名	大気汚染対策
方向性(節)	3節	環境保全対策の推進	個別計画等の名称	なし
施策	2	生活環境の保全		
細施策	2	大気環境の保全	当事業に関連する事務事業	大気汚染監視、大気保全啓発、特定化学物質管理促進
事業実施の根拠となる法令・条例等	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、埼玉県生活環境保全条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	大気汚染発生原因事業所に対しての監視・指導を行い、良好な大気環境を保全する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん排出等作業及びダイオキシン類発生施設等設置事業所等に立入り、法令の規制基準順守状況等について、事業所の自主測定結果又は行政測定等により検査する。行政測定については環境対策課立会いの下、委託で実施している。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		9,067	8,076	7,488	6,202	5,428	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	5,607	5,682	5,988	5,527	5,428	4,284
人件費	B	12,840	12,840	14,674	13,940	12,473	12,473
総コスト（C＝A＋B）		18,447	18,522	20,662	19,467	17,901	16,757
正規職員（1年間の従事人数）		1.75人	1.75人	2.00人	1.90人	1.70人	1.70人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D						
その他特定財源	E						
市の財政負担（＝C－D－E）		18,447	18,522	20,662	19,467	17,901	16,757

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

	評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
活動	立入事業所件数	件	311	315	238	332	300	27年度	300
	指標の定義・説明		延べ立入事業所件数						
活動	大気測定施設件数	件	38	41	34	35	35	27年度	35
	指標の定義・説明		延べ大気測定施設数						
成果	大気排出基準超過率	%	5.3	2.4	0	0	0	27年度	0
	指標の定義・説明		（大気排出基準超過施設数／ばい煙等行政測定施設数）×100						
成果	文書指導件数	件	3	2	0	1	0	27年度	0
	指標の定義・説明		法令に関する処分及び軽微な違反に対する文書指導件数（口頭指導を含めない）						
指標に基づく評価	大気排出基準超過率及び文書指導件数がほぼ0になってきており、この水準を維持していきたい。								

5. 事業の実施を通じた分析

(1)　現在の課題と状況　課題はない

本市による事業所への立入検査、事業所側の協力や広域的な行政の取組もあり、市内では、ほとんどの環境基準設定項目で基準値を満たしている。しかし、光化学オキシダントについては基準達成が困難となっているし、新たに定められたPM2.5についても長期的な対応が必要となる。今後は規制対象事業所指導に加え、規制対象外事業所等への揮発性有機化合物等排出削減の周知も重要になる。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

大気汚染規制に関する立入検査は、規制を担当する自治体ではどこでも実施している。環境省がまとめている大気汚染防止法施行状況調査によると、法該当施設の全国的な立入件数は近年減少傾向にあり、軽微な違反への文書指導件数は増えている。本市は他自治体よりも比較的多く立入検査を実施し、文書指導等に該当する違反を低く推移させている。

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

事業所によっては、大気汚染発生原因施設の管理がおろそかになり、市内大気環境の悪化につながる。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			環境部				環境対策課	大気・土壌担当
事務事業名称			24	49	01	00	大気汚染規制	
今後3年間の方向性	25年度	継　続	立入検査、事業所側の協力、広域的な行政の取組もあり、多くの環境基準設定項目は、基準値を満たしている状況にあるが、光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄについては、基準達成が困難であり、新たに定められたPM2.5についても長期的な対応が必要となる。今後は従来の規制対象事業所に加え、新たにVOC排出削減やPM2.5について事業所に周知指導していく必要がある。					
	26年度	継　続						
	27年度	継　続						